

農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間の一部を改正する件 新旧対照表
○農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間（平成18年3月1日農林水産省告示第217号）

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間		農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間	
農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	認証事項の確認を行う期間	農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	認証事項の確認を行う期間
即席めん、乾めん類、マカロニ類、植物性たん白、しょうゆ、ウスターソース類、風味調味料、ドレッシング、醸造酢、トマト加工品、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、乾燥スープ、マーガリン類、ショートニング、精製ラード、食用精製加工油脂、食用植物油脂、ぶどう糖、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、ジャム類、豆乳類、果実飲料、炭酸飲料、農産物缶詰及び農産物瓶詰、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、水産物缶詰及び水産物瓶詰、農産物漬物、ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、削りぶし、煮干魚類、パン粉、そしゃく配慮食品、熟成ハム類、熟成ソーセージ類、熟成ベーコン類、製材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材、構造用パネル、素材、合板、フローリング、畳表、接着重ね材、接着合せ材、接着たて継ぎ材、精米、木質ペレット燃料、 <u>アーモンドミルク</u>	おおむね一年とする。ただし、農林物資の性質、日本農林規格に適合しない農林物資が生じる確率及びその影響の大きさその他の事情があると認められる場合は、この限りでない。	即席めん、乾めん類、マカロニ類、植物性たん白、しょうゆ、ウスターソース類、風味調味料、ドレッシング、醸造酢、トマト加工品、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、乾燥スープ、マーガリン類、ショートニング、精製ラード、食用精製加工油脂、食用植物油脂、ぶどう糖、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、ジャム類、豆乳類、果実飲料、炭酸飲料、農産物缶詰及び農産物瓶詰、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、水産物缶詰及び水産物瓶詰、農産物漬物、ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、削りぶし、煮干魚類、パン粉、そしゃく配慮食品、熟成ハム類、熟成ソーセージ類、熟成ベーコン類、製材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材、構造用パネル、素材、合板、フローリング、畳表、接着重ね材、接着合せ材、接着たて継ぎ材、精米、木質ペレット燃料	おおむね一年とする。ただし、農林物資の性質、日本農林規格に適合しない農林物資が生じる確率及びその影響の大きさその他の事情があると認められる場合は、この限りでない。
（略）	（略）	（略）	（略）